

第20号様式(規則第7条関係)

指定洞道等(新規・変更)届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

那霸市〇〇消防署長宛

届出者

事業所名 株式会社〇〇〇〇
所在地 那霸市〇〇△丁目△番△号
(電話 098-123-4567)
代表者氏名 代表取締役 那霸市 次郎

下記のとおり指定洞道等に通信ケーブル等を敷設するので、那霸市火災予防条例第60条の規定に基づき届け出ます。

設置者	法人の名称	株式会社〇〇〇〇
	代表者氏名	代表取締役 那霸市 次郎
洞道等の名称		〇〇共同溝
設置場所	起 点	那霸市〇〇△丁目△番△号 〇〇〇〇
	終 点	〇〇市〇〇△丁目△番△号 〇〇〇〇
	経由地	那霸市〇〇△丁目△番△号 〇〇〇〇
その他必要事項		経路図、概要図、安全管理対策、換気設備等を別紙で提出します。
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他の必要な図書を添付すること。

根拠法令：火災予防条例第60条、火災予防条例施行規則第7条、火災予防規程第31条

解説	<p>火災予防条例第60条第1項では、通信ケーブル又は電力ケーブルの敷設等を目的として設置する、洞道、共同溝等について、消防機関があらかじめ消防活動上必要な事項を把握するとともに、関係者による安全管理対策の推進を図ることにより、防火安全を期することを目的に、あらかじめ消防局長へ届け出なければならないことが規定されています。</p> <p>なお、届出を要する洞道等については、消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防局長が指定したもの（「指定洞道等」と呼ばれる。）とされ、火災予防条例施行規則第7条に定められています。</p>
届出が必要な指定洞道等	<p>通信ケーブル等の敷設、改修工事又は維持管理のため通常、人が出入りすることのできるもので、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道その他これに類する地下の工作物(以下「地下の工作物」という。)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 洞長が50メートル以上の地下の工作物</p> <p>イ 共同溝(共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。)と接続する地下の工作物</p> <p>(2) 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝</p> <p>(3) 前2号の地下の工作物又は共同溝の維持管理を目的として設置されたずい道</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、消防局長が必要と認める洞道等</p>